

居宅介護支援事業所管理者 様

神戸市保健福祉局高齢福祉部介護指導課

指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準及び運営基準減算の改正について

平素は、神戸市介護保険事業の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

平成30年度の報酬改定により、運営基準減算の対象となる「別に厚生労働大臣が定める基準」の内容が追加されています。当該基準に該当する場合（運営基準に適合していない場合）は、運営基準減算が適用されることとなりますので下記の点を十分ご注意ください。

## 記

### 1 今回追加された運営基準減算の概要

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

\*運営基準解釈通知により、説明を行い理解を得たことの確認として、必ず利用者から署名を得なければならないとされています。

\*詳しくは居宅介護支援の運営基準（厚生労働省令）・算定基準（厚生労働省告示）・解釈通知等をご確認ください（厚生労働省ホームページ「平成30年度介護報酬改定について」参照）。

### 2 平成30年4月時点で既に契約していた利用者への対応について

該当する利用者への対応については、「平成30年度報酬改定Q&A」において、「次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい」とされているので、次のケアプランの見直し時に当該内容に係る文書交付、説明、署名を得るようにしてください。

【問合せ先】 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所3号館3階  
介護指導課 指導係 (TEL:078-322-6326/TEL:078-322-6762)